

令和5年度
省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金

**実績報告書
提出期限を厳守してください!**

補助対象期間内（最長で令和6年2月10日）に事業を完了させたいので、下記の期限までに実績報告書を提出してください。

補助対象期間内に事業が完了しない場合や期限までに実績報告書の提出がない場合は、**補助金は受け取れません。**

実績報告書の提出期限は
補助事業の完了日から起算して1か月を経過した日

または

令和6年2月10日

いずれか早い日

(※当日消印有効)

支払は
銀行振込のみ



事業期間内に
工事の契約から支払までを
完了させてください。

(「施工完了 = 補助事業完了」ではありません)



工期の延長など
事業内容に変更がある場合は
事前にご相談ください。

(補助対象期間は最長で令和6年2月10日)

お問い合わせ ※事業内容に変更がある場合は、早めに事務局へご相談ください。

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局

受付時間：9時～17時（土日・祝日、年末年始を除く）

電話番号：055-242-6260 FAX番号：055-242-6261

メールアドレス：yamanashishoene@gmail.com

事業に関する最新の情報や注意事項等につきましては、山梨県HP掲載の補助金申請要領やQ&Aもご活用ください。